

令和3年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年6月28日

1 日 時 令和3年6月28日(月) 午後2時～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第24号 農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件
議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)
議案第29号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律に法律に基づく承認の件
議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 4番 山本 重高 委員、5番 小林 令二 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後4時5分

【事務局長】

それでは、令和3年第6回の総会を始めさせていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

前月5月の農業委員会全員協議会において、6月の農業委員会総会から、農地利用最適化推進委員も、竜王・敷島・双葉の地区毎に、総会に出席してもらうことになりまして、今回は竜王地区の農地利用最適化推進委員に出席してもらう予定でしたが、甲斐市で新型コロナウイルスの感染者が増えている状況から、今回は今まで通り、調査担当の推進委員のみの出席とさせていただきました。

はじめに有泉副会長より開会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

それでは令和3年6月、第6回の農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願い致します。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

<p>【議長】</p>	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、4番山本委員と5番小林委員を指名致します。</p>
<p>(日程第2 会期の決定) 【議長】</p>	<p>日程第2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>【議長】 異議ありませんので、本日1日と決定します。</p>
<p>(日程第3 議事) (報告第13号) 【議長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>それでは議事に移ります。 報告第13号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号11番から14番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。 では資料の1ページをお願い致します。 農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告致します。</p> <p>番号11番をお願いします。地図・公図は37ページ、38ページになります。 ●●番地、面積7.23㎡を、●●の●●さんが宅地拡張するための届出が出ています。</p> <p>続きまして、番号12番、地図・公図は39ページ、40ページになります。 ●●番地、面積979㎡を、●●の●●さんが宅地分譲(3区画)にするための届出が出ています。</p> <p>続きまして、番号13番、地図・公図は41ページ、42ページになります。</p>

す。

●●番地、面積 508 m²を、●●の●●さんが貸駐車場にするための届出が出ています。

続きまして、番号 14 番、地図・公図は 43 ページ、44 ページになります。

●●番地、面積 223 m²を、●●の●●さんが個人住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 14 号)

【議長】

次の議事に移ります。

報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 27 番から 28 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 2 ページをお願い致します。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 27 番をお願いします。地図・公図は 45 ページ、46 ページになります。

●●番地、面積 102 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、宅地分譲 3 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 28 番、地図・公図は 47 ページ、48 ページになります。

す。

●●番地、面積 3.27 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、公衆用道路にするための届出が出ています。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 23 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 23 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 3 ページをお願いします。番号 8 番、地図・公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、他 2 筆合計 1,312 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 3,356 m²、申請地で自家用の梅、野菜の作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、管理機、草刈機です。

写真は北側と南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

6 月 21 日の月曜日に、●●に集合しまして、●●、●●推進委員、事務局と調査を行いました。

場所は●●の南側 100m弱位のところで、1,312 m²の一画地になって

いまして、写真でもわかるようにきれいに管理されております。

譲受人と、譲渡人は親族でありまして、前から、こちらに居住している譲受人が管理をしていたそうで、この度正式に農地法第3条の手続きをしたもので、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

6月21日に、●●、●●、●●委員に随行して現地を調査いたしました。

地図にもあります通り、●●の南東側に位置していきまして、写真にもあります通り、梅が十数本植えられていきまして、また、土地も野菜が栽培出来る状態になっております。それから、譲受人は現地の南側に農地を所有していきまして、営農拡大には問題もないと思います。よろしくお願いします

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号8番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして番号9番、地図・公図は5ページ、6ページになります。

●●番地、面積2,137㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は1,048㎡、申請地で自家用のゆず・ブルーベリーの作付けを予定しております。

所有している機械は耕耘機、草刈機、噴霧器です。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

先日、●●を初めとしまして、現地調査を行いました。

写真にあるように、今の時期として、雑草が伸びているようですが、草さえ刈れば耕作は可能と思われます。

過去に、冬の時期に現地調査したことがあるのですが、その時はそんなに草はありませんでした。

そういったことから、耕作は可能と思われます。

皆様のご審議を、よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

この土地は●●の北側、●●の北側の、中々人目にも付かないような山の中の農地です。

荒廃している農地の分類で2か3位に当たるような感じの場所です。

ここで実際、ゆずや、ブルーベリーの耕作をするには中々大変だと思いますが、農地沿いの道路は、●●のコースになっていますので、ここがきれいになって、ゆずや、ブルーベリーが耕作されるようになると、それも良いのかなと思いますので、期待の意味も込めまして、皆様に許可のご審議をお願いします。

また、農地パトロールで、実際にきれいに管理されているか、私も見廻ってみたいと思っています。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

●●の●●さんは、年齢的にまだ若い方なのですか。

それと、経営面積が1反分ほど、借りる所が2反分で、それだけの状況で、所有している農機具等を見てもトラクターも無いようだし、しっかりとした対応が出来るのかどうか、そのへんを参考に聞かせてください。

【事務局】

お答えします。年齢ですが、63歳でございます。

譲受人は、●●の出身で、親の土地を相続して経営している中で、会社も退職して、営農規模を拡大したいと、意欲を持って対応しているものと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

【●●委員】

先ほど推進委員も言っていたように、ぜひ、パトロールをする中で、しっかりと営農状況を確認していただきたいと思います。

場所が、かなり奥まった所になっていますので、農地が有効活用されているか、確認をしていってもらいたいと思います。

【議長】

よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号9番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

続きまして番号10番、地図・公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、面積278㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は11,290㎡、申請地で自家用等の柿の作付けを予定しております。

所有している機械はトラクター、噴霧器、草刈機で、他にバックホーも所有しています。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。
場所は、●●の北側になりまして、西側には●●へつながる道路があります。
現地はクズ菜がすごく繁茂していて、これを刈って除去出来れば、そんなに難しいことはないと思われます。
柿の栽培ということで、●●の反対側は住宅地ですが、消毒をすることに支障はないと思いますので、大丈夫だと思います。
よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、21日に調査を行いました。
この場所は高台になっていますが、見晴らしは良いところです。
問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。
番号10番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

続きまして事務局に番号11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。
資料の4ページをお願いします。
番号11番、地図・公図は9ページ、10ページになります。
●●番地、他2筆合計2,939㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに賃貸借権の設定により経営地拡大のための許可申請が出ています。
●●さんの経営面積は781㎡、申請地で出荷用の野菜の作付けを予定

しております。

なお、申請地は市街化区域になっております。

所有している機械はトラクター、噴霧器、管理機です。

写真は東側と、南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告は、●番●●委員になりますが、今日は欠席しておりますので、●●から説明します。

場所は●●の●●で、住宅地の中に存在しています。

現地へ行って見たところ、ナスやトウモロコシ等、色々作付けしてまして、写真ではナスが写っていますが、その奥ではキュウリを作付けするために、シートを張るなど準備をしております、これだけ一生懸命、農業に前向きに取り組んでいただければ大丈夫だと思います。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

6月21日に、●●、●●と現地調査を行いました。

●●からも話しがあった通り、周りの状況等から問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号11番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。

(議案第24号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第24号、農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件を上程致

します。

事務局に番号 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 5 ページをお願い致します。

番号 2 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

当初計画者は●●の●●さん、承継者が●●の●●さんです。

土地につきましては、●●番地、他 3 筆合計 2,735 m²の内転用面積 0.93 m²で、賃貸借権の設定により、営農型太陽光発電施設設置のため、地上権設定のための農地法第 3 条許可申請と併せて、平成 30 年 9 月の案件に上程し、平成 30 年 10 月 16 日に許可が出たものの計画変更です。

当初計画者である●●が法人閉鎖となることから、土地所有者である●●さんに、営農型太陽光発電事業を承継するため、計画変更承認申請が出されました。

議案第 25 号、第 4 条許可申請の番号 6 番と関連がありますので一括で審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと上程する議案第 25 号農地法第 4 条第 1 項許可申請番号 6 番の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。

(議案第 25 号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第 25 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

まず初めに、事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。

番号 6 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、他 3 筆合計 2,735 m²の内転用面積 0.93 m²を、●●の●●さんが営農型太陽光発電事業をするための一時転用許可申請が出ています。

当事案は、平成 30 年 9 月に農地法第 5 条の案件として上程し、平成 30 年 10 月 16 日に許可が出たものの計画変更で、当初発電量より伸びがなく、運営費も当初計画より増加したため経営困難となり、法人閉鎖す

ることになったため、土地所有者である●●さんに事業を承継することとなりました。

申請地は農振農用地で、申請書に添付された、事業計画書、設備認定書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

敷地面積 2,735 m²に、パネル 640 枚、支柱 204 本を設置。支柱高は 2.0 から 3.0m で、発電量は最大で 49.5kw/h です。

パネル下部の農地で柿を栽培しています。

当事案については、議案第 24 号、農地法第 5 条許可後の計画変更承認申請、番号 2 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

写真は南側と西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

先ほどの議案第 24 号農地法第 5 条許可後の計画変更承認申請の件、番号 2 番に関連する案件となりますので、併せて審議いたします。

それでは現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

6 月 21 日に●●、●●推進委員、事務局と現地を確認しました。

約 3 年前に、発電装置が設置されている状況で、事務局の説明にあつたとおり、法人名義から、所有者個人へ承継する内容です。

既に発電装置が設置されておりますので、そのこと自体は問題ないと思います。それから柿を栽培するとなつていまして、実際柿の苗木が植えてありますが、生育の良い柿もあります、ほとんど生育していない状況の柿もありますので、今後の確認、指導等も必要と思いますので、以上ですのでよろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。推進委員の●●です。

6 月 21 日に●●、●●委員、事務局と現地を確認しました。

法人として許可を受けていましたが、所有者個人へ承継するというところで、現地には柿の苗木が植えてあるのですが、太陽光発電装置の支柱のすぐ脇に植えてありまして、とても育つような環境とは思えませんので、支柱の間に植え付けるよう事務局から指導いただきたいと思います。

他は特にありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【●●委員】 はい、●番の●●です。
これは5条許可が平成30年10月16日ということで、あと3ヶ月くらいで3年が経過し更新時期を迎える。
それを、更新前に4条許可に変更するというので、今回の許可後から、一時転用期間3年が始まるということになるのですか。
- 【事務局】 その通りでございます。今回の許可後、改めて一時転用の期間が始まることとなります。
- 【●●委員】 今回の4条許可の転用面積は0.93㎡だけということですか。
1㎡にも満たないものをなぜ転用するのですか。
- 【事務局】 この転用目的は、営農型太陽光発電施設でありまして、本来太陽光発電施設はその敷地が転用対象になるのですが、営農型太陽光発電施設は農業をやりながら太陽光発電をするということで、ただし支柱部分は転用になるということで、支柱部分のみが転用となっているものです。
- 【●●委員】 それはわかりますが、これだけ支柱の本数があって面積が1㎡未満になるのですか。
- 【事務局】 この面積は、測量していただいたものが申請書として提出されておりますので、それを信用しています。
- 【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。
営農型太陽光発電施設への転用につきましては、以前も私の担当する地区で問題がありました。
今回も、当初計画者の●●さん、承継者の●●さんは住所が一緒で、承継者が経営していた会社が、資金が枯渇して法人閉鎖となるものを、個人が承継して経営していくことに問題はないのかということと、本来あと3ヶ月で更新時期を迎えるところだったのですが、この経営状況で仮に、更新の審査を受けた場合、これで適正な状況といえるのか。柿が植えてあるから許可をせざるを得ないということですが、これが更新の審査だとしたら、そのまま認めていたのか。
今回の申請によって、本来3ヶ月後に更新の審査を受けなければなら

なかったものを、計画変更承認を受けることで3年に延ばそうという抜け道ではないのかと勘ぐってしまうのですが、とにかくこんな形で営農型太陽光発電施設への一時転用を許可し続けていくのであれば、今後問題が発生すると思うのですが、事務局の考えはいかがですか。

【事務局】 まず、今回農地法第5条許可後の計画変更承認申請により、法人から個人へ承継することになった理由ですが、元々営農型発電事業で収益をという考えがあったようですが、収益が見込めなかったということで、しかし、農地の所有者ですので、法人のままですと経営状況を書類として事務処理する必要がありますし、法人税の手続き等も必要になると。しかし、個人であれば固定資産税だけで、書類仕事もないと。

また、営農状況についてですが、営農型太陽光発電事業は国も進めているものですし、本人が柿の栽培を進めているところで、経営状況に問題が見受けられるとのことですが、事務局としては申請者の営農意欲を信じていきたいところですし、適正な管理をしていただけるよう指導等徹底したいと思っています。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

議案第24号農地法第5条許可後の計画変更承認申請の件、番号2番を承認相当、農地法第4条第1項の規定による許可申請の番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認相当及び許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして番号5番、地図・公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積47㎡を、●●の●●さんが●●番地 畑 451㎡と併せ

て、個人住宅にするための許可申請が出されました。

用途地域であり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書等から問題はないと考えられます。

自己用住宅1棟の建築で、敷地面積は全体で498㎡、建築面積は192.51㎡で、給水は北東側の上水道本管から、排水は南西側の下水道管に接続の予定です。

当事案については、議案第26号、第5条許可申請の番号15番、16番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと上程する議案第26号農地法第5条第1項許可申請の案件に関連するものになりますので、あわせて審議することに致します。

続きまして、事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして番号7番、地図・公図は17ページ、18ページになります。

●●番地、面積746㎡を、●●の●●さんが農家住宅にするための許可申請が出されました。

●●から300m以内で、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図等から問題はないと考えられます。

申請地内に農作業スペースや、農作業車置場を確保する予定で、給排水は、東側の上下水道本管へ接続予定です。

写真は北側及び、敷地中央の北側、南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●●委員】 はい、先日現地調査をいたしました。

写真にある通り、同じ敷地の中に母屋がありまして、その自続きです。

その中にはブドウ棚とか、野菜とか、柿等が作られております。

そんなことで、今回の申請に対して問題はないと考えております。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

この農地のすぐ北側に母屋が建ってしまっていて、そこは宅地になっているようですが、そこは庭のように使って、農地と宅地の管理が別々にされていました。

すぐ東側は市街化区域になっていて、申請地と隣接しているそうですので、ここに住宅を建てても問題はないと考えます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

続きまして番号8番、地図・公図は19ページ、20ページになります。

●●番地、面積776㎡を、●●の●●さんが農家住宅にするための許可申請が出されました。

用途地域で集落接続があり、第3種農地と判断することができます。

申請書には事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等が添付されています。

当該地は、平成20年7月に申請者が相続しましたが、当時すでに宅地として使用されてしまっており、昭和51年頃から農地法の手続きをしないままに現在に至っていたのではないかとということです。

しかし、地目が農地であることが判明したことから、是正のため経過理由書を添付して、農地転用許可申請をするに至りました。

写真は中央から東側へと、西側へ向けて撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

申請者の祖父が建てた住宅になるのですが、今さら農地に戻すことも出来ませんし、敷地はきれいに管理をされていますので、この状態で許可を認めていただきたいと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

6月21日に現地調査を行いました。

手入れもしてあるし、中々立派なお庭だと思しますので、許可相当として良いと思います。

なぜ転用をしないままにしていたのかは分かりませんが、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

これは追認案件ですか。

【事務局】

そうなるのですが、古い話しになりますので、当時許可申請をしているかもしれないのですが、申請者にもわからないとのことですし、事務局でも書類が保存されていないので、一応追認という形で、指導の上で受付けたものです。

【議長】

よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 26 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

番号 15 番と 16 番については、議案第 25 号農地法第 4 条第 1 項許可申請の件、番号 5 番に関連する案件になりますので一括で審議します。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

資料の 7 ページをお願いします。

番号 15 番、地図・公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、面積 451 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により、●●番地 畑 47 m²と併せて、個人住宅にするための許可申請が出されました。

用途地域で集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書等から問題はないと考えられます。

自己用住宅 1 棟の建築で、敷地面積は全体で 498 m²、建築面積は 192.51 m²で、給水は北東側の上水道本管から、排水は南西側の下水道管へ接続の予定です。

当事案については、次の番号 16 番と、議案第 25 号、第 4 条許可申請の番号 5 番に関連がありますので、一括の審議をお願いします。

では、続いて番号 16 番を説明します。

地図・公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 1,568 m²の内 69 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、先の番号 15 番と、議案第 25 号、第 4 条許可申請の番号 5 番の個人住宅のための下水道管理設工事のため、使用貸借権の設定により、一時転用許可申請が出されました。

用途地域で集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書等から問題はないと考えられます。

なお、転用期間終了後の農地復元計画書が添付されております。

当事案については、先の番号 15 番と、議案第 25 号、第 4 条許可申請の番号 5 番に関連がありますので、一括の審議をお願いします。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。
6月21日に事務局と、●●と現地調査を行いました。

ちょっと複雑なのですが、うちの部落は細長い部落で、申請の建物は敷地の真ん中に建てますので、申請が複雑になってしまうのですが、敷地の幅が広ければ、既存の住宅の隣に建てられるのですが、長細い土地の真ん中に建てると手続きが大変になってしまうということです。

場所は、●●から見てすぐのところですから、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。推進委員の●●です。
調査をしましたが、別に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。
議案第25号農地法第4条第1項許可申請の件、番号5番及び、番号15番から16番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、3件を許可相当とすることに決定致します。
続きまして、番号17番と18番については、関連した案件になりますので一括で審議します。
事務局に番号17番と18番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 17 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 794 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により、太陽光発電施設にするための許可申請が出されました。

集団農地は 10ha 未満であり、第 2 種農地と判断することが出来ます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

敷地面積 794 m²に、パネル 218 枚を設置。発電量は最大で 85.02kw/h です。

雨水は自然浸透で対応、周囲に 1m のネットフェンスを設置予定です。

当事案については、次の番号 18 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

では、続いて番号 18 番を説明します。

地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 830 m²の内 41.65 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により、先の番号 17 番、太陽光発電施設の資材等搬入路にするための一時転用許可申請が出されました。

申請地は農振農用地です。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

なお、転用期間終了後の農地復元計画書が添付されております。

当事案については、先の番号 17 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい。

この案件につきましても、6 月 21 日に現地調査を行いました。

写真見えている太陽光発電施設は、3 年ほど前に一期工事として今回の申請内容と同じ枚数のソーラーパネルを設置したもので、今回残りの畑に申請をするものですが、周りが大体自分の畑になるので、特に問題はないと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

- 【●●推進委員】 はい、6月21日に現地調査を行いました、別に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【●●委員】 はい、●番の●●です。
18番の案件は、830㎡の内41.65㎡を一時転用するということですね。
- 【事務局】 830㎡は、申請に係る土地の全体面積でして、一時転用をするのはその内の41.65㎡になります。
- 【議長】 よろしいですか。
他に質問がある方はいらっしゃいますか。
- 【●●委員】 はい、●番の●●です。
一時転用期間が終了した後は、太陽光発電施設設置個所への進入路が無くなってしまわないかと思いますが、どうするのですか。
- 【事務局】 今回の申請に係る土地の北側にある太陽光発電施設の土地所有者は、申請者と同一人物ですので、そちら側から進入可能です。
- 【議長】 よろしいですか。
他に質問がある方はいらっしゃいますか。
(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。
番号17番と18番を許可相当とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、2件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 19 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 8 ページをお願いします。

番号 19 番、地図・公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 26 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 3 筆合計 4,248.23 m²を、●●の●●さんが、総計で 4,274.23 m²を、●●の●●さんに、所有権移転により、建売住宅 15 区画にするための許可申請が出ています。

住宅等が連たんする区域で集落接続があることから、第 1 種、第 3 種農地と判断することができます。

第 1 種農地は、隣接一体 1/3 以内であることから問題はないと判断できます。

事業用地は、雑種地等を含めて総計で 4,444.34 m²となっております。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地選定書のほか、開発申請書の写し、土地改良区の意見書の添付もあることから問題はないと考えられます。

建築面積は 1 区画 209.73 から 227.88 m²、所要面積 4,444.34 m²に、木造 2 階建て家屋 1 棟 57.96 m²を 15 棟建築となっております。

給水は、西側の上水道本管から、排水は合併浄化槽を経由し隣接水路へ排水予定です。

写真は中央部から南側と北側を撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

去る 6 月 21 日、●●、事務局、●●推進委員と現地調査を行いました。

写真を見てもわかるように、周りは住宅地でありまして、ここは以前造営業者が借用していて、それを返されたということで、地権者である●●さんが不動産会社に売却して、建売住宅 15 区画にするというものです。

ここは、新たに広い道路を作って、隣接する道路に結び付けるということですので、交通の便という点から問題はないと思います。

また排水におきましても、水路が流れておりますので、先ほど事務局

から説明がありましたが、合併浄化槽を経由して隣接水路へということになろうかと思えます。

調査の結果、問題はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、去る6月21日、●●、事務局、●●委員と現地調査を行いました。先ほど説明がありましたように、特に問題はないと思えますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、●番の●●です。

この案件とはちょっと違うんですが、先日私のところへ建設業者が訪ねてきて、農業用水路へ排水をしたいので、同意書を書いてくださいと言ってきたんですが、同意書をくれとはどうするんだとなったんですが、この転用でも排水について同様で、これが許可になれば、排水が農業用水路へ流されることになる。そうなれば、開発の同意書にも記名すべきであるとなるのかと。

農地法に基づく農地転用許可申請と、開発許可申請での排水の同意書についてどういう扱いになるのか。

【事務局】 開発に係ることについて詳しくお答えすることは難しいのですが、あくまでも、開発指導の中で、排水を下水道に流すことが出来ない場合は、合併処理浄化槽を敷地内に設置して、それを經由して水路へ排水することになっています。

水路とは基本農業用水のための施設であり、水路に汚水を流されてしまうと、農業用水を使用して農作物を作ることには支障が生じてしまう恐れがありますので、そういったことも考慮して、地元の用水管理に係る役員に同意を取るよう、開発担当から指導をされて、開発業者が同意書をもらいに伺っているものと思えます。

本来であれば、訪問した業者が事業内容等を詳しく説明して、役員に理解をしてもらった上で同意書の記名をお願いすべきなのですが、お話しの様子ですと、ただ名前を書いてほしいという要求だけをしてきているようですので、開発担当にもその旨話しをしまして、適切に業者指導を行うようお願いしたいと思えます。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号 19 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 20 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 20 番、地図・公図は 25 ページ、26 ページになります。

●●番地、面積 418 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さん、●●さんに、所有権移転により、個人住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は、用途地域で、集落接続があり、第 3 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

建築面積は 107.65 m²で、給排水は東側の上下水道本管に接続の予定です。

写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。

6 月 21 日に、●●、●●推進委員、事務局と現地調査を行いました。

申請地には、元々農業用倉庫が建ててあったようですが、それは取り

壊してありまして、奥に残っている農地への進入路も確保してありますし、写真で見てもわかりますように付近は住宅地になっている状況で、問題はないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

冒頭の案件と同様に、6月21日に現地調査を行いました。

現地は●●の●●から徒歩4～5分くらいのところになります。

ほとんど周りは住宅地になっておりまして、申請地前の道路には上下水道本管も敷設されておりますので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号20番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号21番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の9ページをお願いします。

番号21番、地図・公図は27ページ、28ページになります。

●●番地、面積262㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により、個人住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は、住宅等が連たんする区域内で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書のほか、開発申請書の写しの添付もあることから問題はないと考えられま

す。

開発は、山林 7.72 ㎡を含めて 269.72 ㎡、建築面積は 59.20 ㎡で、給水は西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽を通じ隣接水路へ接続予定です。

なお、山林売買契約書の写し、排水承諾書も添付されております。

写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

6月21日の現地調査には参加出来なかったのですが、前日現地を確認しました。

申請地周辺は大分宅地化されていまして、住宅が連続している状況です。

なんら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

6月21日に現地調査をいたしまして、申請地の北側でも重機を入れて造成しているような状況で、●●委員の言ったとおり、なんら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●番の●●です。

先ほどの質問に関連するのですが、この案件には、排水承諾書も添付されていると説明がありましたが、これは誰が、誰から承諾を取っているのですか。

【事務局】

排水承諾書は、開発担当で添付を求めている書類でして、地元の自治会長、環境委員、農政協力員又は農業委員に求めているものになります。

【●●委員】

以前私のところに業者が同意書への記名捺印を求めに来た際には、設

計図が出来ていて、ただしそれだけでは良くわからないから、排水の見取り図等、内容が分かる書類も見せてくれと要求して、納得してから同意書に記名をしたのですが、この案件についてはどうなのか。農地法の許可をする前に、農業委員が同意書に記名捺印をしてしまっているということになるのか。

【事務局】 農業委員会では、農地転用の申請に対して、周辺農地の営農等への影響も考えながら、許可相当とするか否かを審議するものでして、開発については、開発行為をすることによる、生活雑排水の排水等の問題を、地元で承諾してもらおうよう、開発指導の担当が書類を求めているものと理解しています。

【●●委員】 農業用水路へ、生活雑排水等を流す許可を誰が出すのか。その辺の取り扱いを確認している。

【事務局】 農地法では、農地転用の申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、許可をすることが出来ないと定められており、被害防除措置の妥当性を求めて、当該書類の添付を求めているものです。

あくまで承諾を求めているものになります。

【議長】 よろしいですか。

他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号 21 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 22 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 22 番、地図・公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 962 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第 3 種農地と判断することができます。

使用借人は、一般から公共工事までの造園業を手掛けており、甲斐市内外での受注が増えており、既存の資材置場のみでは対応出来なくなつたため、新設をしたいと申請がなされました。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図等から問題はないと考えられます。

写真は南東側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

申請地では、当初は農地として使用をしていたのですが、造園業の仕事が増えたのか、段々資材置場的な使用をするようになってしまいました。

適切な管理をしたり、荒らしてしまったりを繰り返していましたが、今回正式に転用申請をするということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

6 月 21 日に現地を確認しまして、写真の通りで、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 22 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
番号 23 番、地図・公図は 31 ページ、32 ページになります。
●●番地、面積 562 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆合計 332 m²を、●●の●●さんが、総計で 894 m²を、●●の●●さんに、所有権移転により、資材置場にするための許可申請が出ています。
申請地は、10ha 未満の集団農地であり、第 2 種農地と判断することができます。
譲受人は、土木・外構工事を請け負っており、申請地の隣接地の資材置場を使用していましたが、甲斐市内外での受注が増えており、現在地のみでは対応できなくなったため、新設をしないと申請がありました。
申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図、土地選定理由書等から問題はないと考えられます。
写真は北東側と南東側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。
申請地は、●●の●●に面した土地でございます。もう 20 年から 30 年くらい耕作放棄された荒地地になっていたものです。
近くには、●●等が建ってまして、ここが資材置場として整備されれば、環境的にも大丈夫なのではないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

6月21日に現地調査を行いまして、写真の通りで、今の報告でも20年から30年くらい耕作放棄されているということで、ここが資材置場として整備されれば、良くなるではないかと思えます。

今後、パトロールを多めにしたいと思っていますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号23番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号24番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の10ページをお願いします。

番号24番、地図・公図は33ページ、34ページになります。

●●番地、面積301㎡を、●●の●●さん、●●さんが、●●の●●さんに、使用貸借権の設定により、個人住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は、農地が連たんする区域内で第1種農地になりますが、集落接続し日常生活上必要な施設として、不許可の例外として分家住宅の開発許可申請が出されています

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書の他、開発申請書の写しの添付もあることから問題はないと考えられます。

建築面積は69.56㎡で、給水は西側の上水道本管、排水は合併処理浄

化槽を經由し隣接水路へ排水予定です。
写真は北側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい、●番●●です。
6月21日に現地調査を、事務局、●●等と行いました。
現地につきましては、●●と、●●との交差点付近でございまして、
交通の便にも問題はありませんし、子供の分家住宅であることから、特
に問題はありません

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。
先日、事務局、●●等と現地調査を行いまして、問題がないことを確
認しました。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号24番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま
す。

続きまして、番号25番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
番号25番、地図・公図は35ページ、36ページになります。
●●番地、他1筆合計866㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、
●●番地、面積704㎡を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番

地、面積 947 m²を、●●の●●さんが、総計で 2,517 m²を、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により、保育園にするための許可申請が出ています。

申請地は、上下水道に接続可能で、付近に 2 つの公共施設があり、住宅等が連たんする区域内で集落接続もあることから、第 3 種農地と判断することができます。

事業者である●●さんは、平成 31 年 4 月より●●で●●を開設しており、新たに、国及び甲斐市の保育所等整備交付金を利用して仮称●●を整備したいと申請がありました。

申請書に添付された事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書の他、開発申請書の写し、土地改良区の意見書の添付もあることから問題はないと考えられます。

保育室 6 室や遊戯室等を備えた建築面積 675 m²の保育施設や園庭、駐車場 34 台分を整備予定で、開園に際しては、0 から 5 歳児 90 名の保育を予定しています。

なお、給排水は、北側の上下水道本管へ接続予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

申請地は、市街化調整区域でございまして、先日農振農用地から除外された土地であります。

保育園につきましては、市街化調整区域であっても、都市計画法に基づいて建築出来る施設でありますので、建設に当たっては問題ないと思います。

ただし、申請地の南側、●●番地の土地につきましては、その北側の 2 筆と一緒に、昨年からは耕作放棄地になってしまっておりまして、農業委員会で指導をしても改善されない状況でありまして、地権者に対して近隣農地の所有者が対応を手伝う旨申し出ても全然聞かない状態でして、この土地について耕作放棄地にならないように、徹底した管理をすることを条件とした、条件付きでの許可を望みます。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

今、●●農業委員から話しがあった、●●番地の土地につきましては転用対象にならず、耕作放棄地のまま残されるということで、周辺農地の所有者等が非常に迷惑しておりますので、当該農地の適正管理についての条件付きで許可相当とすることを望みます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

番号 25 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

【議長】

大分時間が掛かっていますので、ここで休憩致します。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

(議案第 27 号)

【議長】

再開致します。

次の議案に移ります。

議案 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 38 番から 40 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 11 ページをお願いします。

番号 38 番、地図・公図は 49 ページ、50 ページになります。

●●番地、面積 326 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アール当たり 32,208 円で、野菜の作付けを予定していま

す。

続きまして、番号 39 番、地図・公図は 51 ページ、52 ページになります。

●●番地、他 1 筆合計 942 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、出荷用のキュウリの作付けを予定しています。

続きまして、番号 40 番、地図・公図は 53 ページから、55 ページになります。

●●番地、他 5 筆合計 3,938 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年 1 ヶ月間、継続して貸し付ける計画が出されました

小作料として収穫した野菜の一部を物納することになっていて、野菜の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 38 番から 40 番を承認することに決定致します。

(議案第 28 号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案 28 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 3 番から 4 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 12 ページをお願いします。

番号 3 番、地図・公図は 58 ページ、59 ページになります。

●●番地、面積 1,469 m²を、●●の●●さんが、●●に畑を 4 年 5 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

●●の配分予定者は●●の●●さんで、賃料は全体で7,345円、にんにくの作付けを予定しています。

●●と●●配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和3年10月1日から4年3ヶ月貸し付ける計画となっています。

続きまして、番号4番、地図・公図は60ページ、61ページになります。

●●番地、面積793㎡を、●●の●●さんが、●●に畑を9年5ヶ月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

●●の配分予定者は●●の●●さんで、賃料は全体で3,965円、有機野菜の作付けを予定しています。

●●と●●配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和3年8月1日から9年5ヶ月貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は、利用権設定でありますので、特別問題がなければ、担当農業委員による調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号3番から4番を承認することに決定致します。

(議案第29号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第29号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく承認の件を上程致します。

事務局に本案件の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の13ページをお願いします。

番号1番、地図・公図は56ページ、57ページになります。

●●番地、面積900㎡を、●●の故、●●さんの代表相続人、●●さんが、●●の●●さんを実施主体として特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸し付け

を行いたいと、承認申請が出ています。

申請地では、各 40 m²の区画 1 4 区画を、●●の、特定農地貸付規定により、貸付期間 1 年間、賃料 1 区画当たり 8,000 円で運営していく予定です。

なお、土地所有者、●●、●●の 3 者で、5 年間の貸借契約を締結します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。

本案件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

(議案第 30 号)

【議長】

次の議案に移ります。

議案第 30 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致します。

事務局に番号 1 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 14 ページをお願いします。

番号 1 番、地図・公図は 11 ページから、14 ページになります。

申請人の●●の●●さんが、●●番地、面積 260 m²、他 12 筆合計 7,618 m²を、令和 3 年 1 月 7 日に相続したことにより、相続税の納税猶予を受けたいと、申請がありました。

写真は北側と、南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

申請者の●●さんは、お祖父さんがここに柿とか、野菜を作っておりまして、その相続をしたということで、今現在、申請者がそこで柿を栽培しております。

畑では、作物は作っていませんが、管理は適正にされております。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

申請地は、●●の東側にありまして、●●農業委員から報告があった通り、柿等の栽培をしております。特別問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。番号1番を承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

【議長】

以上で本日の農業委員会の総会を終わらせていただきます。
お疲れ様でした。

午後4時5分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年7月26日

議事録署名委員 4番

議事録署名委員 5番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一